

# 群馬県新型コロナウイルス等対策行動計画（原案）の概要

健康福祉部感染症・疾病対策課

## 1 計画改定の趣旨

- ・群馬県新型コロナウイルス等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）は新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、感染症危機が発生した場合に、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県内経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成 25 年に作成したもの。
- ・新型コロナウイルス感染症対応で把握された課題等を踏まえ、国の新型コロナウイルス等対策政府行動計画が改定されたことに伴い、県行動計画を全面改定する。

## 2 計画の位置付け

- ・新型コロナウイルス等対策特別措置法第 7 条に基づく都道府県計画
- ・新・群馬県総合計画の医療分野における個別実施計画

## 3 計画の期間

- ・令和 7 年度から令和 12 年度までの 6 年間

## 4 主な改定内容

- ・新型コロナ対応の経験及びその間に行われた関係法令等の整備等を踏まえ、各種対策を抜本的に拡充し、具体化
- ・対象とする疾患について、新型コロナウイルスや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症も念頭に置くこととした上で、記載を 3 期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実
- ・対策項目をこれまでの 6 項目から 13 項目に拡充し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載を充実
- ・感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応等に応じた対策の機動的な切替えについて明確化

## 5 計画の構成

項 目	
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画	
第1章	新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等
第2章	県行動計画の作成と感染症危機対応
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1章	新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等
第2章	新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点
第3章	県行動計画の実効性を確保するための取組等
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章	実施体制
第2章	情報収集・分析
第3章	サーベイランス
第4章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション
第5章	水際対策
第6章	まん延防止
第7章	ワクチン
第8章	医療
第9章	治療薬・治療法
第10章	検査
第11章	保健
第12章	物資
第13章	県民生活及び県内経済の安定の確保